

平成 2 9 年泉北環境整備施設組合議会

第 3 回定例会 会議録

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日（火）

泉北環境整備施設組合議会

環 境 部
泉北クリーンセンター所長
兼第1事業所長

細木 弘吉

環 境 部
環境事業課参事

岩田 和良

環 境 部
資源循環型社会推進課長

村上 則次

環 境 部
資源循環型社会推進課参事

木寺 康晴

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総 務 部
総務課長代理

坂上 晃

総 務 部
総務人事課長代理

月下 浩一

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | | |
|--------|--------|--|---|
| 日程第 1 | | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議選第 4号 | | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | 議選第 5号 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 報告第 7号 | | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成29年度6月分～8月分) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | | 泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会設置条例制定
について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | | 平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2
号)について |
| 日程第 9 | 認定第 1号 | | 平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第 10 | 認定第 2号 | | 平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳
入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 報告第 8号 | | 平成28年度資金不足比率の報告について |

(午前10時4分開会)

○副議長（野田悦子君） 改めまして、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました平成29年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会にご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づきまして、僭越ではございますが、副議長の私、泉大津市選出の野田悦子が議事を運営させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、平成29年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会申し合わせ事項により議会運営委員会委員の選任についてまでの議事の取り扱い及び日程につきましては私が決定させていただくものとして、お手元にご配付いたしております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、おはようございます。管理者の阪口でございます。

副議長さんのお許しをいただきまして、本組合議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、本組合の平成29年第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙な中、本日、本定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

なお、先ほど副議長さんからご紹介がございましたように、和泉市さんにおかれましては、さきの定例会において役員改選がなされ、本組合の派遣議員としてご選出をいただきました新しい議員さんをお迎えすることと相なりました。心から歓迎をさせていただきますとともに、今後とも本組合の運営に対しまして、温かいご理解、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会にご提案をいたしております案件につきましては、本組合プロポーザル審査委員会設置条例制定の件、平成29年度本組合一般会計補正予算の件、平成28年度本組合一

般・特別両会計の歳入歳出決算認定の件、平成28年度資金不足比率の報告の件、合わせて5件ございます。また、本定例会におきましては、議会役員の改選も予定されておられます。いずれの案件につきましてもよろしくご審議をいただきまして、いずれもご可決、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（野田悦子君） 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き、議事に入ります。

日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定により、私より指定させていただきます。

11番 山本秀明議員。12番 杉本 淳議員。13番 岡 博子議員。14番 末下広幸議員。15番 松本利裕議員。以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員さんにおかれましては、これまでどおりの議席でお願いいたします。

次に、**日程第2、会議録署名議員の指名については**、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

10番 田立恵子議員、12番 杉本 淳議員、以上のご兩名をお願いいたします。

続きまして、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしのお声がありますので、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

引き続きまして、**日程第4、議選第4号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

11番 山本秀明議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第4号、議長の選挙については、11番 山本秀明議員が議長に当選されました。

議長に当選されました山本秀明議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、議長当選人を告知いたします。

それでは、山本秀明議員より議長就任のご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

山本議員。

○議長（山本秀明君） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、皆様のご推挙をいただきまして、不肖私が本組合議会の議長に就任することになりました。まことに身に余る光栄であり、心より感謝申し上げる次第でございます。

もとより浅学非才ではございますが、皆様の温かいご指導、ご鞭撻をいただきまして、議会の機能が十分発揮されるよう、公正で、また円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様、そしてまた理事者の皆様におかれましてもご協力賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（野田悦子君） 挨拶が終わりました。

それでは、新議長が決定いたしましたので、これをもちまして議長職を交代させていただきます。

山本議長、議長席をお願いいたします。

○議長（山本秀明君） それでは、議長の職務を務めさせていただきます。どうぞご協力お願いいたします。

続きまして、**日程第5、議選第5号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思っております。

14番 末下広幸議員、15番 松本利裕議員、以上2名の方々を選任いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議ないものと認めます。よって、議選第5号、議会運営委員会委員の選任につきまして

は、ただいま指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長には14番 末下広幸議員にお願いすることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この時点で、暫時休憩をいたします。

なお、ただいまより議会運営委員会を開催し、これ以降の議事日程等についてご審議をお願いしたいと存じますので、議会運営委員会委員並びに副議長は会議室のほうにお集まり願います。他の議員さんはそのまましばらくご休憩をお願いいたします。

(午前10時13分休憩)

(午前10時22分再開)

○議長（山本秀明君） 長らくお待たせいたしました。

ただいまより会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程第6以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程表のとおり、順次議事を進めてまいりたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

日程第6、報告第7号、例月現金出納検査の結果報告についてを議題といたします。

本件につきましては、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

引き続きまして、**日程第7、議案第7号、泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会設置条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第7号、泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会設置条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、組合が発注する高度な技術または専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、提案内容及び業務遂行能力が最もすぐれた者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、審査委員会を設置する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

まず、第1条につきましては、本組合が発注する高度な技術または専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画または技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最もすぐれた事業者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会を設置することを定めたものでございます。

第2条、所掌事務につきましては、プロポーザルの実施要領に関すること、事業者を選定するための審査基準に関すること、企画または技術に関する提案書等の審査及び評価に関すること、事業者の選定に関すること、また、その他管理者が必要と認める事項に関することと定めたものでございます。

第3条の組織につきましては、委員6名以内で組織するもので学識経験者、泉大津市、和泉市及び高石市の職員とし、管理者が委嘱または任命をするものでございます。

第4条の委員長につきましては、委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するもので、第2項といたしまして、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

22ページをお願いいたします。

第3項では、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理すると定めたものでございます。

第5条の任期につきましては、委嘱または任命の日から業務に係る審査が終了する日までの期間とするものでございます。

第6条の会議につきましては、委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集するものとし、第2項では、委員長が会議の議長となり、第3項では委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、第4項で委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものでございます。

第7条では、委員会は、その業務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出

席を求め、意見または説明その他必要な協力を求めることができるものでございます。

第8条の守秘義務といたしまして、委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするものでございます。

第9条の中立の保持といたしまして、委員は、プロポーザルに参加する者に対して、特定の者の利益または不利益となる行為をしてはならないと定めたものでございます。

第10条では、委員会の事務局は、業務の発注を行う部署に置くものでございます。

第11条では、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は管理者が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。

また、附則第2号といたしまして、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表にプロポーザル審査委員会の委員報酬を日額9,000円と定めるものでございます。

以上が本条例制定についての提案理由並びにその内容説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の発言はありますか。

杉本議員。

○議員（杉本 淳君） 杉本です。

意見も交えながらちょっと質問させていただきたいんですけども、この条例設置であるとかそういうの何ら異を唱えるつもりはないんですけども、まず、あえてお聞きしますけれども、プロポーザル方式による——これは契約方法やと思うんですけども、地方公共団体の契約でいうところのどの種類に当たるのか、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（山本秀明君） 答弁願います。

西田総務課長。

○総務部総務課長（西田尚史君） 総務課長の西田でございます。

随契に当たる事項でございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 杉本議員。

○議員（杉本 淳君） ありがとうございます。

そのとおりやと思います。もう釈迦に説法やと思うんですけども、ただ、地方公共団体の契約というのは、原理原則を言わせていただきますと、まず一般競争入札があると。これは条件つきとか制限つきとか何種類かあるんですけども、そこから、その例外として指名競争入札があると。そのまた例外として随意契約があると。随意契約の中にも競争の原理を働かすために複数の業者から見積りを聴取して、俗に言う見積り合わせということで、2社、3社で一応競争させるというようなことがあると思うんですけども、このプロポーザルというのは、最終的には1社を決めるという、そういう学識経験者なり、それぞれ母市から職員で判定をしてもらおうということになるかと思うんですけども、まず、泉北環境のこの組合の工事なんかでしたら、どのような契約方法、これ、初めてプロポーザルの条例をつくるんで、普通でしたらどんな契約方法をとられているのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（山本秀明君） 西田総務課長。

○総務部総務課長（西田尚史君） 総務課長の西田でございます。

入札方法を今現状とっておる次第です。主に指名競争入札になっております。平成28年度資源化センター運転管理業務委託については、プロポーザルを行っております。

○議長（山本秀明君） 杉本議員。

○議員（杉本 淳君） 条例初めてですよ。改正と違いますね。

○議長（山本秀明君） 西田総務課長。

○総務部総務課長（西田尚史君） 総務課長の西田でございます。

資源化センターについては、条例を制定しております。

以上です。

○議長（山本秀明君） 池尾総務部長、今、手挙げたんで、発言してください。

○総務部長（池尾秀樹君） とりあえず資源化センターが運営開始したときにプロポーザルで選定いたしました。この時の条例は、それを選定した時点で失効するものであります。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 杉本議員。

○議員（杉本 淳君） 資源化センターと泉北環境整備施設組合の関係というのはどうなるんですかね。

○議長（山本秀明君） 答弁、どうぞ。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議員にこれまでの経過、私ども十分に説明していないのであれば、まことに申しわけないと思って、まずおわび申し上げたいと思います。

先ほど担当のほうがご答弁申し上げておりましたのは、現在、ちょうどやる入り口にあります資源化センター、エコトピア泉北、これの運転管理につきましては、資源化センター単独でやるプロポーザル方式ということで、過去条例も制定させていただきまして、議会でお認めいただきまして、そして業者選定をさせていただいた次第であります。

先ほど担当が申し上げておりましたのは、そういうふうな経過を踏まえ、また更新時期が当然参ります。運転管理業務につきましては、一定の期間そういうことをお願いしとるわけでございますけれども、今後もさらにどういうふうな、より効率的・効果的な運転管理を行うのかということで、新たに業者選定を行わなきゃならんということに相なりました。そういったことから、今般、加えてし尿処理につきましても、議員ご承知のとおり、近年、忠岡町さんのほうから要望がございまして、し尿処理につきましても、これは大阪府のほうでもそういう指導があるわけでございますが、そういったことにあわせて、し尿処理につきましても、現在、忠岡町さんも一緒に処理をさせていただいております。これにつきましても、やはり今後、いかに効率的・効果的に運営を行うべきか、最小の経費で最大の効果を生むべく、昨今の母市の財政状況を踏まえまして、できるだけ母市に財政的な影響を与えないようにということで、いろいろさらなる比較、また検討していかなきゃならんというふうになっております。

そんなことから、今般、それぞれ今後、いわゆる業者を選定するに当たりまして、そういう私どもの考え方、またそういう方向性等々、しっかりと受けとめて対応していただくような業者ということで、今回、プロポーザル方式というものを単独の事業ではなしに、それぞれの事業でこれを条例化させていただきまして、学識等第三者の意見を反映いたしまして選定してまいりたいということで行ってまいりたいという考え方でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本秀明君） 杉本議員。

○議員（杉本 淳君） わかりました。

ただ、私も個別な契約を言うているんじゃないしに、泉北環境の契約方法の一つとしてプロポーザルを採用していくということなんですが、今言われましたように、指名競争入札を普通でしたら、工事でしたら採用しているということで、入札というのは、単純明快で金額の

一番低い入札をした業者を落札者とするというような原理原則がありまして、このごろ最低制限価格もありますんで、必ずしも一番低い金額入れた業者が落札者とはならんとは思いうんですけれども、一応、誰の目から見ても単純明快であるというのは、これはもう火を見るよりも明らかなんですけれども、ただ、もう一つ上に一般競争入札というのがありますんで、ですから、その辺の採用もちょっと考慮していただきたいなど。

指名するというのは、こちらがやっぱり相手を選ぶということなんで、一般競争入札というのは、申し込みをするという、こちらには選ぶという権限がないというところなんで、その辺がもっと客観性が出てくるんじゃないかなと思います。その例外として、今回、随契の中のプロポーザルということですので、やはり泉北環境が行う契約、億という金額から何万円という金額までであると思うんです。どのようなものが入札方法をとるのか、どのようなものが入札でも一般競争、それから指名、それから随契の中でも今回プロポーザルを採用するのは、どんな契約の種類があるのかというので、この辺は泉北環境さんのほうでちょっとご検討いただきたいなど。検討いただいたら、我々にちょっとお示しいただきたいなど、こんな契約については、単に金額だけで判断できないので、今、提案理由言っていたように、専門的な知識を要するというようなことで、いろんな実績も考慮しながら、専門的な方に見ていただいて判断するというので、その辺はその辺でまた客観性は出てくるんだと思うんですけれども、その辺ちょっと目に見える形で、契約のことですので、やはりお示しいただきたいなど、この意見は述べさせていただきたいと思うんです。

それと、条例化したというのは、多分委員さんの報酬、これは条例で定めらんと報酬は支払えませんので、多分そのようにされたんだと思うんですけれども、私どもの母市の話をして申しわけないんですけれども、和泉市の場合でしたら、随契にしてもプロポーザルにしてもガイドラインという形で、何ら条例では定めていません。単なる契約方法の一つですので、そういうような形とるのも一つなんかなと、一つの考えなんかなと。ちょっとその辺、私どもの自前の話しして申しわけないんですけれども、そういうような形で、どうしても報酬という形でお支払いしたかったら、逆にわざわざ条例にせずとも謝金というような形での支払いでもあるんじゃないかなと、そのように思いますんで、プロポーザルをする前段としていろんな契約方法があって、このプロポーザルの方式をとるにはこうこうこういう種類の契約に限ってやらせていただくというようなのも、すぐには言いませんので、ちょっとご検討いただいてお示しいただいたらありがたいなど、そのように思います。

以上です。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はありませんか。

高橋議員。

○議員（高橋 登君） 高橋でございます。

まず、今の杉本議員さんの質問の関連になるというふうに思うんですけども、ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、今既にプロポーザルに関して資源化センターの時点で条例化されたものがあるというご答弁をいただいたというふうに思うんですけども、これはどういう条例なのか。改めてプロポーザルの条例を提起されておるわけですから、こと余り重なるようなものであってはいけないだろうというふうに思うんです。恐らくこの資源化センターの部分に限っての条例だというふうには思うんですけども、少なくとも時間的な条例なのか、それともこの条例は、廃止を前提にされておるのかどうか、このところをまずちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。廃止を前提にされているのであれば、いつの時点で廃止をされるのか、この点ちょっと確認をさせてください。

○議長（山本秀明君） 答弁。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） このプロポーザル審査委員会設置条例につきましては、後年度もこのような高度な技術、専門的な知識を必要とする業務があった場合には、随時適用してまいりたいと思っております。廃止については考えておりません。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 炭谷事務局長。

○事務局長（炭谷 力君） 事務局長の炭谷でございます。

前回の資源化センター運営管理業務選定委員会という形で条例制定をさせていただきまして、その中でプロポーザル方式で今現在、契約しております。その条例につきましては、2カ年が経過した現在、もう失効するというようになっております。条例は、用を足した時点で失効するような条例になっております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） 質問させていただいたのは、いつの時点でこれが失効を、資源化センターの条例を失効するということになるのかどうか、これちょっと確認をさせてください。

○議長（山本秀明君） 炭谷事務局長。

○事務局長（炭谷 力君） 事務局長の炭谷でございます。

今回の制定する条例については、失効する予定はございません。前回の失効予定につきましては、契約を締結して今、履行しておりますので、履行を終了した時点で失効する予定でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） 今、提起をしていただいた条例のことを言うているんじゃないです。

資源化センターの今あるプロポーザルの条例ですよ。それを失効する時期はいつなのかということを知っているんです。事業が一定完成をして、一応時期の明記ありますよね。事業評価も含めた上での失効ということになっているんじゃないですか、具体的には。だから、それを確認させていただきたいというふうに知っているんです。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長、野本でございます。

議員今お示しの条例というのが、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例と申します。この条例につきましては、資源化センターを管理運営するに当たりまして、そのときにどんな手法であるかというのを定めていただくための条例でございました。その条例の中でプロポーザル方式を進めたらどうかということで、そのときはプロポーザルを採用したということでございます。そこで事業者が決定しております。最終的に、この事業者を決定して、最終段階というのが、来年の3月31日にこの事業が切れます、一旦、切れますので、今回、改めてプロポーザルの審査委員会という条例を提出させていただいているということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） それでよくわかりました。そうだというふうに思います。今現在、プロポーザルに関する条例があるということで、ある意味では、これは資源化センターに限ってプロポーザルを選定してきた経緯の中で、一定、時限的な条例であるということをもっとはっきりさせていただいて、改めてこの条例が提起をされておるということで理解をさせていただいた。その上で何点か質問をさせていただきたいんですけれども、先ほど杉本議員さんのほうからも少しご意見の中でありましたけれども、先ほど申し上げました資源化センターのプロポーザル方式での事業を実施してきた経緯があるだろうというふうには思いますけれども、今回、改めて条例の制定の必要性、ここで冒頭に一応、設置条例の冒頭に書かれてお

りますけれども、プロポーザルを実施する必要性について、当組合議会としてのご認識をまずお伺いをしたいというふうに思います。これ、まず1点。

2つ目に、プロポーザル方式による事業の効率運営については、当組合としてどのような効果を期待されておられるのかどうか、この部分について2つ目の質問にさせていただきます。

3つ目に、条例が制定をされた後に、この条例に基づく実施のための実施要綱、要領になるかどうかわかりませんが、実施要綱あるいは実施要領になるのかどうか。これを改めて制定をしていく考えがあるのかどうか、その3点についてお聞かせをいただきたいと思っています。

○議長（山本秀明君） 3点について答弁願います。

村上資源循環型社会推進課長。

○環境部資源循環型社会推進課長（村上則次君） 資源循環型社会推進課長、村上です。

ただいまの質問ですが、条例の必要性については、泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会を設置するに当たり、当委員会を管理者の附属機関とするため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により規定を定めるものです。

続きまして、第2点のどのような効果を期待しているかということですが、第1事業所と資源化センターの運営管理を事業者選定する予定であります。老朽化が進む第1事業所では、運転管理を行う中で、さまざまな故障が発生しています。将来的な施設の運営方法を考慮した高度な技術または専門的な知識を生かした維持管理に係る技術提案により、日常、月例点検の充実化が図られ、効率的な機能能力の確保が図れたり、故障の程度に応じて事業者みずからの判断で補修するなど、緊急時における対応においても効率化が図れるなど、業務の効率化と経済的効果があわせて得られると考えております。

また、資源化センターの効果についてですが、資源化センターは、調査、広報、その他専門的な技術やノウハウなどの技術的要素が要求される業務であって、要求水準書に基づき作成、提出された技術提案により最もすぐれた成果が期待できると考えております。

最後の実施要綱を改めて定めていくかということなのですが、委員会の運営に関し必要な実施事項は、現在のところ、定めるか未定でございますが、今後、必要に応じて制定してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） ご答弁をいただきました。

ちょっと早口で棒読みはやめていただいて、しっかりと理解ができるようにご答弁をまずお願いをしたいというふうに思います。

1点目の部分につきましては、先ほど杉本議員さんからもご指摘と質問があっただろうというふうに思うんですけれども、これは附属機関とするためということで、附属機関とするために報酬を支払うための附属機関にする必要があるということから、この条例の制定をしたということであります。先ほどの杉本議員さんからもあったように、報酬だけの問題であるのであれば、別の方法もあるだろうというふうには思うんですけれども、あえてここで制定して、きちっとした附属機関につけるということだろうというふうには思います。これはこれでいいんですけれども、少なくともこの条例が、先ほども少しあったように、全ての入札にかかわってプロポーザル方式でやるということではないのではないかとというふうに私も思うんですけれども、その基準については設けられておるのかどうか。

例えば、本市で言えば億単位の入札等には競争入札を用いるというような規定があるんですけれども、この組合の場合にプロポーザルで全てやっていくということではないだろうというふうには思うんですけれども、その内容について一定、基準を持っておられるのかどうか。こういう事業に関してプロポーザルを用いる、あるいはこういう事業に関しては一般競争入札に付していくんだというような基準、それはあるのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長、野本でございます。

基本的には、我々、当然、競争入札を実施していきたいということは考えております。ただ、先ほどから申し上げていますように、将来的な施設の運営方法であるとか、あるいは高度な技術を要する専門的な知識、そういうようなものが必要になった折には、そういうプロポーザルというのも検討していきたいということで、我々としては、今回、この条例を提案させていただいている内容でございます。

通常の維持管理等々については、当然、競争入札で実施していくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） 提案の趣旨について少しわかりにくい部分がある部分については、大体整理はされてきたんですけれども、事業に応じてプロポーザルを採用していくんだと、こ

れ、その事業の内容によりますよね。何でもかんでもプロポーザルでやるということではないということだけはひとつ確認をしていかんと、一定の基準については、さらに明確にしていくようお願いをするということと、最後に、私も質問させていただきました実施要綱については、少なくともこの要綱について、要綱の中身で一定、整理をして、こういう部分にはプロポーザル方式を採用していくんだというようなこと、あるいはプロポーザルを実行していくに当たっては、手法、細かい部分も含めて要綱で定めていくということではなかったら、この条例だけでは少し運営に問題が生じてくるというふうになるんじゃないかというふうに思いますし、他のプロポーザルの要綱、要領等を見ても、大体要綱はついているんですよ。そういった意味では——いや、ついていない部分もあるかもしれんけれども、少なくとも実施に関して、細部について一定、やっぱり定めていく必要があるのではないかとこのふうには思いますけれども、そのことについて、要綱等を定めていくという考えがあるのかどうか、改めてお聞かせいただけますか。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長の野本でございます。

要綱が必要であるのか、ないのかというところに落ちつくと思うんですけども、先ほど私どもの総務課長のほうから申しあげましたように、基本的には競争入札を採用していくと。必要があれば、こういうプロポーザルを採用していくというのがこれは原則でございますので、そのときに必要に応じて、これは見定めながら、先ほど杉本議員からもご質問のあったように、将来にわたって何をどういう形でやっていくのか、金額で部切りするのか、あるいは事業でやるのかということも改めてきちっと整理する必要はあるとは考えておりますが、基本的に、我々先ほどから数回申しあげていますように、そういう将来的な施設の運営方法であるとか特殊な技術があるものについては、プロポーザルを採用していきたい。それに向けての要綱等々につきましては、当然、要求水準書の中にまた記載もしていきますし、改めてその審査委員会の中で決定していく事項でございますので、それについては、現時点ではやる、やらないについては考えておりませんので、その時点時点で整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） わかりました。よく理解はするところではありますけれども、少なくとも先ほど申しあげましたように、どの事業についてプロポーザルを採用していくのか、ど

の事業について一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか、あるいは随契にするのかという部分の基準のところは、まだ今現在のところは定まっていないということでありまして、少なくともこういう特にプロポーザルの部分では提案型……

(発言する者あり)

管理者、質問中です。改めて質問中です。

○議長（山本秀明君） 議会運営を円滑に進めるために、ちょっと不規則的な質問については、質問者がやっている間はご遠慮いただくようお願いいたします。

○議員（高橋 登君） 一定、恣意的にプロポーザルにしたり一般競争入札にしたりすることのないように、一定の基準を示していただく必要があるのではないかということから質問をさせていただいているわけでありまして、その部分について一定の基準を設けていただけるのかどうか、よろしくご答弁ください。

○議長（山本秀明君） 阪口管理者、どうぞ。

○管理者（阪口伸六君） 先に杉本議員のところでもご答弁申し上げましたように、私どもといたしましては、資源化センターの立ち上げと申しますか、それでこのプロポーザル方式をとりました。おかげさまで本当に1年目、2年目と順調にこのエコトピア泉北が機能しております。やはりそれは、運転機材の扱いであるとか、あるいはもちろん搬入量もございしますが、それらの整理等につきましても精通した方にやっていただくというのは、やはり至極真つ当と申しますか、安全・安心に運転する上でも必要だろう。確かにコスト面はあるわけでありまして、そういったことから、今回、資源化センターの更新時期を迎えて再度プロポーザル方式をとらせていただこう。なおかつ、先ほども申し上げましたように、し尿処理につきましても、忠岡町さんがご一緒にさせていただいて、それぞれの母市の分担金の軽減につながっていると。もちろんこの施設も今後どうあるか、維持管理等々含めて検討、研究していかなくやならんところがあるわけでありまして。

そういったことで、こういう全体のプロポーザルの条例を制定させていただいて、先ほど担当が申し上げてはおりますが、今現時点で、じゃ、何を、これを扱わせていただくのかということにつきましては、更新時期を今年度中に迎えておりますこの資源化センターの運転業務、また、し尿処理施設の管理運営と、この2点ということで考えておりますので、何か無制限にこれを扱うということの考え方ではございませんので、先ほども次長のほうから申し上げておりましたように、通常の維持管理であるとか、あるいは施設建設事業につきましては、当然、一般競争とか指名競争で、競争入札でさせていただきますので、どうかご安心

いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） ちょっと今回のこのプロポーザルの審査委員会の設置に関しましては、今、管理者のほうからご答弁があったように、一つは資源化センターの更新に基づくもの、もう一つは、今後、整備されるし尿処理の部分、この2つを射程に入れたプロポーザルであるというふうに了解させていただいていいということですね。

○管理者（阪口伸六君） 大体はそういうことです。

○議員（高橋 登君） わかりました。そういうことで了解をさせていただきます。まず、説明の中でそのことをやはり明確にさせていただくほうが、我々としても理解ができたんではないかというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はありませんか。

岡議員。

○議員（岡 博子君） 岡です。

私は、法律に余り詳しくないので、これで通る話なのかどうなのかちょっと疑問に思いましたのでお聞きします。

この設置条例（案）の中に、附則として費用弁償に関する条例の一部を改正するというふうに上がっております。条例に上下はないだろうというふうには思うんですけども、この設置条例を附則という形ではあっても費用弁償の条例を変えるというような中身を入れ込んでいいものなのかどうなのか、ちょっと気になりますので、そのことだけ説明をしていただきたい。別に条例を変えるという内容で上げていただくほうがきれいなんじゃないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○議長（山本秀明君） 西田総務課長。

○総務部総務課長（西田尚史君） 総務課長の西田でございます。

条例制定の附則についてなんですが、泉北環境整備施設組合監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例によるもので、別紙についています各委員会の費用弁償の金額となっております。その下に一文、プロポーザル審査委員会の委員報酬をつけ加えるということになります。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長の野本でございます。

通常、今、議員お示しのこの条例を改正するのであれば、この条例も改正したらどうかというご質問やと思うんですが、これは、一連性のあるものにつきましては、附則で十分一部改正が可能であるということになっておりますので、今回このような改正内容で進めさせていただきます。

以上です。

○議長（山本秀明君） 岡議員。

○議員（岡 博子君） 私は、これからこういうことがいろんなところで、条例の中でほかの条例の一部を変えるというようなことが常時行われたら困るなというふうにも思います。今回は、この設置条例に関する費用弁償ですので、関連している内容だというふうには重々わかっております。けれども、この形は、ちょっと不自然じゃないかなと思いますので、また検討していただきたい、このことを要望して終わります。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はありませんか。

松本議員。

○議員（松本利裕君） 1点だけ確認です。先ほど高橋議員さんのほうから要綱ということでございました。局次長は、その都度必要であればということでしたが、第3条の委員の選定について、私どもは、学識経験者3名というふうに聞いております。この選び方については必要かと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長の野本でございます。

委員の選考につきましては、我々としては、ごみ問題が得意な分野の方々、あるいはし尿、さらには下水というところでこれから選考に入っていくわけですが、まだこの選考につきましては、当然、事務局と正副管理者含めまして検討させていただいた上で決定をしていくという流れになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） わかりました。

以上です。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

別にないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会設置条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、**日程第8、議案第8号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2号)**についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を願います。

池尾総務部長。

○総務部長(池尾秀樹君) 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

本件につきましては、第1条第1項のとおり規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,780万円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条におきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費では828万1,000円の追加をお願いするもので、報酬でプロポーザル審査委員会委員報酬として8万1,000円を、工事請負費で資源化センターのその他プラ、ペットボトルの選別ラインでございしますが、現在、スポットクーラーで対

応しているものの、近年の夏場の異常高温、また、冬場の低い室温による作業環境の改善のため、また、選別作業者の休憩室兼ミーティング室の整備のため、空調設備改造工事として820万円を、歳出の財源といたしまして、歳入におきましては、第5款諸収入、第2項雑入で828万1,000円の追加をお願いするもので、アルミ缶プレス等の売却単価の上昇により増収が見込めるものでございます。

なお、本補正に伴う分担金の増減はございません。

次に、第2表債務負担行為でございますが、29ページをお願いいたします。

まず、黒石町最終処分場排水管布設工事でございますが、事業の終焉に向けまして、水路敷きと道路敷きの等積交換を行うに当たり、道路敷き内への雨水排水管布設替えが必要であり、今回、債務負担行為をお願いするものでございます。

債務を負担することができる事項といたしまして、黒石最終処分場排水管布設工事実施設計業務委託で、期間として平成29年度から平成30年度、限度額として2,400万円を設定するものでございます。

同業務委託の履行期間が平成29年度から30年度の2カ年にわたるため、平成29年度中に契約締結を行い、平成30年度に支払いを行う予定でございます。

以上が平成29年度本組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議に上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

松本議員。

○議員（松本利裕君） 大阪維新の会、和泉市議会議員の松本利裕でございます。

管理者並びに副管理者におかれましては、日ごろ地域の環境保全や組合経費の軽減にご尽力いただき、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

議案書24ページ、一般会計補正予算、歳入歳出補正予算15、工事請負費820万円についてお聞きします。

資源化センター空調設備工事改造費と議案書に書かれておりますが、ちょっとお聞きしたところ、別の部屋もつくとお聞きしていましたが、空調設備の改造工事費で間違いありませんか。

○議長（山本秀明君） 細木泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長、どうぞ。

○環境部泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長（細木弘吉君） クリーンセンター所長の

細木でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

件名ではそうなっておりますが、工事内容につきまして、選別室の作業環境の改善のため、冷暖房機能の空調機器の設置と選別作業員18名程度を一度に集合させることが可能な休憩室兼ミーティング室を確保するもので、今回、補正予算820万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） では、お聞きします。この施設は、いつできたんでしょうか。

○議長（山本秀明君） 細木泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長。

○環境部泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長（細木弘吉君） クリーンセンター所長の細木でございます。

このエコトピア泉北は、平成27年度に完成したものでございます。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） では、まだ新しいですよ。その上で、なぜ今補正なのか、お伺いします。

○議長（山本秀明君） 細木泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長。

○環境部泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長（細木弘吉君） クリーンセンター所長の細木でございます。

今回、改造工事が必要になった理由でございますが、エコトピア泉北では、高齢者の就労促進を図るため、手選別業務においてシルバー人材センターの方に作業していただいております。室温が高くなる夏場の対策としては、一定の作業環境を考慮した冷房設備を設けておりますが、近年の異常気象により、室内全体の室温が上昇することや冬場の寒い作業環境にも配慮し、冷暖房機能のついた空調機器を設置し、本施設の作業員の健康管理を保全するための作業環境が必要と判断したものです。まず、これから到来する厳しい冬場の作業環境も考慮し、作業員の健康安全を保全するため、今回、補正予算の計上をさせていただくものでございます。

私どもとしましては、作業される方々の健康、安全管理のために作業現場に冷房施設、先ほどもありましたスポットクーラーでございますが、設置するとともに、作業時間につきましても、シルバー人材センターと協議をいたしました。また、他の同様の施設の対応も参考にするなど取り組んでまいりました。しかし、昨今の猛暑や寒さの対策として、さらなる作

業現場の改善を図るため、今回の改造を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） 作業環境が劣悪だと、そういう話なんですか。

○議長（山本秀明君） 細木泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長。

○環境部泉北クリーンセンター所長兼第1事業所長（細木弘吉君） クリーンセンター所長の細木でございます。

先ほどご説明しましたとおり、施設につきましては、私どもとしましても一定のシステム設けておりますが、近年の異常気象により、それに対応するためのそういう措置と考えております。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） 近年とおっしゃっていますけれども、できたのまだ1年、2年の話ですよね。近年っていつの話なんですか。

○議長（山本秀明君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 当然、この施設を建設する際に、十分そんな点も検討いたしまして、働いていただく環境について配慮させていただき、また時間的なものも含めて十分に対応させていただいたつもりであります。しかしながら、昨今の異常猛暑というのは議員もご承知のとおりで、そういった点もございまして、今般、より安全に、そして気持ちよく働いていただくために、私どもといたしましては、今回の改修をさせていただくということでございまして、働く皆さん方にしっかりと安全に頑張らせていただくためには、必要な改修は、もし仮にきょう、またあす必要であれば、改善していくのは管理者として当然の務めであります。そういった観点から必要であるということで、今回、議会にお願いを申し上げているわけでありまして、どうかよろしくごお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） 言いたいのは、近年という話ですので、それだったら、平成29年度当初予算で計上すべきだったのではないのかということです。計上していれば、ことしの夏も快適な作業環境で作業できたわけですから、そういったところを言いたかったわけです。それと、アルミ缶プレス売却代があるから、増額補正分の分担金増はないというふうには言えても、この増額補正しなければ、各市の分担金減が図れるわけで、全くプラスマイナスゼロ

でもない話です。

そこで、今回、作業環境、職場環境の改善と管理者おっしゃいましたんで、理解いたしますが、和泉市では、平成27年10月からごみ有料化やっております。これ、市民に多額の費用を負担させているわけですから、こういったところを少し考えていただいて、組合市の分担金から事業を行っているということで、今まで組合職員さんも緊急を要すること以外、こういった補正予算上げてこなかったということも現局長もわかっておられると思いますが、そういったところで予算のあり方、こういったところ、認識していただくということをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○管理者（阪口伸六君） 答弁求めます。

○議長（山本秀明君） 管理者、今、意見を述べられて終わったんですけども、いわゆる……ちょっと聞いてください。松本議員の言っていることについての差異があって、この際、言っておきたいということがあれば、発言は許可します。それ以外の部分での議論のやりとりというのは、もうそれは質問者の質問が終わっていますので、それを十分ご理解の上、ご発言ください。

はい、どうぞ、阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） この補正予算につきましては、私が指示をいたしました。先ほども申し上げましたように、働く環境を改善するのは、私はもう待ったなしだと思っております。現実問題、この夏場の働いているお姿、私も現場も行きまして、職員にも現場も見てもらって、改善の必要があるということの判断で補正予算をお願いしたわけでありまして、そのところはどうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） どうぞ、松本議員。

○議員（松本利裕君） すみません、別にだめだという話じゃなくて、もう少し早目に手が打てたのではないかと、そういうことを言わせていただいたわけであって、早目にやっていたら、この暑かった夏も快適に作業できたのではないかと、そういうことであります。

以上です。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

他にないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、平成29年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第9、認定第1号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました認定第1号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度本組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見書をつけて、議会の認定を賜るものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。別冊の決算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度本組合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額33億9,297万7,089円、対します歳出総額は32億7,244万5,951円で、歳入歳出差引額及び翌年度繰越額は1億2,053万1,138円でございます。

歳入歳出決算の内容につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに23億7,823万4,000円でございます。組合規約に基づき、組合市よりご負担願っているものでございます。

第2項負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに2,908万2,000円でございます。平成28年6月より忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥処理の共同処理を行い、その事務委

託料として収入したものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、予算現額282万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに306万7,905円で、駐車場等行政財産使用料を収入したものでございます。

第2項手数料につきましては、ごみ処分手数料で、予算現額4億2,200万円に対しまして、調定額、収入済額ともに4億2,146万4,420円でございます。

次に、第3款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額ともに3億4,640万2,000円で、廃棄物発電事業特別会計からの繰入金でございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金は、予算現額1億265万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億265万815円で、前年度からの繰越金を収入いたしたものでございます。

次に、第5款諸収入、第1項組合預金利子につきましては、予算現額1万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1万297円、第2項雑入につきましては、予算現額5,775万円に対しまして、調定額、収入済額ともに6,436万5,652円で、ごみ再資源化による有価物売却代等を収入したものでございます。

次に、第6款組合債、第1項組合債につきましては、予算現額6,090万円に対しまして、調定額、収入済額ともに4,770万円で、内訳といたしまして、ごみ処理事業債では、フェニックス2期計画分として180万円、下水道事業債では、王子川都市下水路矢板改修工事で4,590万円に対する起債を収入したものでございます。

歳入合計といたしまして、予算現額33億9,985万9,000円に対しまして33億9,297万7,089円を調定し、収入したものでございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第1款議会費、第1項議会費につきましては、予算現額669万4,000円に対しまして、支出済額は615万387円で、執行率は91.9%でございます。議員報酬及び旅費、会議録作成委託料等物件費を支出したものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、予算現額2億4,730万3,000円に対しまして、支出済額は2億4,580万8,288円で、執行率は99.4%でございます。特別職及び職員の人件費、総務管理に要します需用費及び電算機借り上げ料等物件費並びに監査委員費、公平委員会費に要する経費を支出したものでございます。

次に、第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、予算現額2億7,381万9,000円に対しまして、支出済額は2億4,867万4,560円で、執行率は90.8%でございます。年間4万3,193キロリットルの生し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び処理薬品費、光熱水費等需用費、運転管理業務委託料等物件費並びに施設の整備工事等事業費を支出したものでございます。

次に、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、予算現額15億9,512万3,000円に対しまして、支出済額は15億2,176万1,961円で、執行率は95.4%でございます。年間8万7,730トンのごみ処理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び処理薬品費、光熱水費等需用費、運転管理業務委託等物件費並びに施設の整備工事等事業費を支出したものでございます。

次に、第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、予算現額9,462万2,000円に対しまして7,019万7,375円を支出し、1,352万4,158円を翌年度に繰り越したもので、執行率は74.2%でございます。王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び光熱水費等物件費並びに維持管理工事費、また、4カ年計画で、本年度は最終年度に当たります矢板改修工事等事業費で支出したものでございます。また、支障物件の発生により、1,352万4,158円を事故繰り越しいたしましたが、4月末には竣工いたしております。

次に、第2項下水道費につきましては、予算現額1,170万4,000円に対しまして、支出済額1,170万3,204円で、執行率は99.9%でございます。南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料を支出したものでございます。

次に、第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債の償還金で、予算現額11億6,906万4,000円に対しまして、支出済額は11億6,815万176円で、執行率は99.9%でございます。

次に、第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、予算執行がなかったものでございます。

次に、第8款予備費、第1項予備費につきましては、当初予算300万円に対しまして、人事院勧告によりごみ処理費に150万円を、下水道費に2万円を充当し、予算現額148万円となっております。

歳出合計といたしまして、予算現額33億9,985万9,000円、支出済額は32億7,244万5,951円で、1,352万4,158円を翌年度繰り越しし、執行率は96.3%でございます。

24ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、先ほどご報告申し上げました歳入歳出差引額に翌年度繰り越しすべき財源772万4,158円を差し引き、実質収支額は1億1,280万6,980円となるものでございます。

以上が平成28年度本組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 議案の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はありますか。

高橋議員。

○議員（高橋 登君） 高橋でございます。

1点だけまず質問をさせていただきたいんですけども、その前に、私、先ほどの阪口管理者の発言、ちょっと気になる部分があつて、答弁は結構ですよ。だけど、意見だけちょっと言わせていただきたいというふうに思います。

先ほど松本議員さんの一般会計の補正予算の部分に関して、阪口管理者のほうから、私が指示した補正なのだということを強調されて答弁をされておりました。しかし、この議案書及び一般会計の補正に関しても、少なくとも同組合の組合行政の意思としてこの上程がされておるわけで、決して管理者が恣意的に運営をし、そういう提案をしておるということではないということでありまして、そのことは公の議会の席でありますので、少なくともやっぱり慎重に、不適切な私は発言だというふうに思います。個人的な発言については、もう答弁は結構です。それは、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

具体的に決算の質問に入らせていただきたいというふうに思いますけれども、この決算の中で出てきております焼却灰の最終処分場の確保の問題について質問をしたいというふうに思います。

以前の泉北環境施設組合の議会でも、再三質問をしてきた経緯もあるんですけども、ごみの焼却灰につきましては、フェニックス大阪に4,208トン、松尾寺の最終処分地に8,215トンを搬入したというふうに主要施策の成果説明書で報告をされております。フェニックス大阪及び松尾寺にいつまで焼却灰が搬入をされるのかどうか。残余年数等についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山本秀明君） どうぞ、渡邊環境事業課長。

○環境部環境事業課長（渡邊一午君） 環境事業課長の渡邊でございます。

ただいまの焼却灰の搬入できる残余年数でございますが、フェニックス大阪につきましては

は、平成39年度までの10年間、松尾寺山につきましては、平成43年度までの14年間搬入できる予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） ありがとうございます。

39年までの10年間、あと43年までの14年間ということでありまして、将来的な焼却灰の搬入の見通しの部分でありますので、特にそれ以降、最終的には43年ということで、14年後の対応という部分については、当然今から考えておかなければならない、対応も含めて検討しておかねばならない事案だというふうには考えるわけですが、将来的に最終処分場の確保をどのように検討され、考えておられるのかどうか、この点についてもお聞かせいただけますか。

○議長（山本秀明君） 渡邊環境事業課長。

○環境部環境事業課長（渡邊一午君） 環境事業課長の渡邊でございます。

松尾寺山最終処分場埋め立て完了後の候補地につきましては、組合市と協議の上、選定すべきと考えておりますが、フェニックスの次期事業も計画中と聞き及んでおりますので、この計画が実現するものであれば、搬入を続けて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） ありがとうございます。

一応、候補地の部分で、フェニックスの次期計画のお話が答弁の中で出てきました。私は、具体的には認識、知識はないんですけれども、この次期計画が具体的に議論の俎上に今、上っておるんかどうか、その点もあわせてどういう計画になっておるんかということもお聞かせいただけますか。

○議長（山本秀明君） 渡邊環境事業課長。

○環境部環境事業課長（渡邊一午君） 環境事業課長の渡邊でございます。

ただいままだ詳細については計画中で、内容についてはまだ発表されていない状況でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） 少し気になるんですけれども、具体的にはどの期までに計画が固まっていくのかということと、14年後以降の当組合の対応検討、どうしていくんかという

ことをしていかないかんというふうに思うんですけども、まだ具体化されておらない次期計画だけをひとつ射程に入れながら時期を待つのかどうか、それともこの計画が具体的に進捗をしなかった場合に、どういう手だても含めて考えておられるのかどうか、この点も含めて検討されている現在の状況があれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山本秀明君） 逢野環境部長、どうぞ。

○環境部長（逢野典夫君） 環境部長の逢野でございます。

今、発言いたしましたフェニックスの分なんですけれども、今現状まだはっきりしていないという状態でございます。もし、計画があるなれば、フェニックスにできるだけ搬入いたしまして、松尾寺山の処分場の延命を図りたいと考えております。また今現状は、松尾寺山の計画等も進行しておりませんので、今後、組合市と検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○議員（高橋 登君） まだ具体的な形はできていないということでありまして、このフェニックスの部分だけを射程に入れながら最終処分場の確保を考えるということではなくて、複数、やはりどうしても処分をしていかないけない部分でありますので、これがなくなるわけではないというふうに思いますので、他の候補地、大変厳しい、難しい状況もあろうかというふうに思いますけれども、検討のほどお願いをしたいということと、検討が一定議論をされて、一定固まった段階で、議会のほうにもぜひご報告を逐次いただきたいというふうに思います。要望をして終わります。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はありませんか。

古賀議員。

○議員（古賀秀敏君） 5番、古賀秀敏です。

認定第1号について、若干お尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この本決算に、私自身は異論を挟むものではございません。ただし、今後の検討課題としてお願いしたい件がございますので、よろしく願いいたします。

初めに、決算審査意見書の4ページに、平成28年度9月から忠岡町のし尿受け入れに伴う負担金収入が新たに生じたことから、組合の分担金の軽減が図られていると、このように記されております。そして、同じく主要施策の成果説明書の2ページには、「忠岡町からは事務委託料として約2,908万2,000円の負担金収入があり」との分担金軽減効果というものが記

されておるところでございます。これは、し尿処理場の処理能力が、日量200キロリットルに対して28年度の処理量は、忠岡町の日量5キロリットルを含め118キロリットルの処理量であったと。当然、キャパシティとしては大きく、余力があると、能力にゆとりがあったからこれが可能になったということであるわけです。すなわち、ゆとりあるし尿処理能力を活用して忠岡町からの申し入れを受け入れ、し尿処理の事務委託を実施したことによる効果だというふうに認識します。大いにこれらの受け入れということについてはよかったのではないかなというふうに私は評価をするところでございます。

ここでお尋ねを申し上げたいんですけれども、先般、忠岡町の申し入れにより泉北環境と忠岡町との一般廃棄物処理広域化検討協議会を立ち上げられたと、このように伺っておるところでございますけれども、いつスタートされたのか。そして、これまで何回協議会を実施されたのか。そして、今後どれぐらいの頻度で実施される予定なのか。そのところについてお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本秀明君） 木寺資源循環型社会推進課参事、どうぞ。

○環境部資源循環型社会推進課参事（木寺康晴君） 資源循環型社会推進課、木寺です。ご答弁申し上げます。

現時点では、10月5日に第1回一般廃棄物処理広域化検討協議会を開催いたしました。事務レベルでは継続的に協議、調整を行っております。また、11月17日に第2回勉強会を開催する予定で、今後、勉強会においては月1回をめぐりに諸課題を整理するため、忠岡町と調整してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本秀明君） 古賀議員。

○議員（古賀秀敏君） 今の答弁でいきますと、きょう現在までは1回開催をされた。この次は11月17日に開催を予定されておると。そして、今後は、頻度としては毎月1回ぐらいの頻度でこの協議会を開催していきたい、そして、受け入れの準備が進められていくということだろうと思います。

可燃ごみの搬出量は、このいただいた事業概要、28年度のこれを見ましても、平成24年度8万6,967トンあったものが、平成28年度の可燃ごみの搬出量は7万8,450トンというふうに大幅に減少をしております。すなわち、1、2号炉の処理能力にも相当な余力があるのではないか、このように推察をするところであります。また、発電につきましても、平成24年度は5,094万7,020キロワットアワーあったものが、28年度は4,691万5,770キロワットアワーということで、400キロワットアワーほど減少をしております。これは、可燃ごみの減量に

よる発電量の減少ということだというふうに思うわけでありましてけれども、言いかえれば、焼却炉、発電設備とも相当な余力が現在あるというふうに思うわけでありまして。この余力を活用して可燃ごみのコスト削減と発電設備の発電量のアップを図る手だてを私は一日も早くやられたらどうかというふうに考えておるところでございます。

忠岡町の28年度の可燃ごみの量について、泉北環境でどのように把握をされておるのか、アバウトな数字で結構ですんで、もし把握されておるのであれば、この際ですからお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本秀明君） 木寺資源循環型社会推進課参事、どうぞ。

○環境部資源循環型社会推進課参事（木寺康晴君） 資源循環型社会推進課の木寺でございます。

今ご質問の忠岡町の受け入れ量は、25年度から28年度平均で、可燃ごみ約5,000トンでございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本秀明君） 古賀議員。

○議員（古賀秀敏君） 約5,000トンということでありまして。ということであれば、現状のいわゆる1、2号炉の余力の範疇に十分あるのではないかとというふうに私は推察をします。といたしますのは、1、2号炉は日量300トンですよね。これを300日運転して9万トンいけるわけですから、300日ということは、定期修理含めて正月の休み含めて65日ほど休んでも9万トンはいけるわけですから、十分その受け入れは可能というふうに思うわけでありまして。

大体1トン当たりの発電量というのは、この資料をもとに計算しますと約560キロワットアワーなんですよね。それに5,000倍した分が発電できるわけです。そして、処理費ということで事務委託料もまた泉北環境に入ってくるわけですから、私は、この際できるだけ早く忠岡町のごみ処理委託を受けるべく努力をしていただくことが泉北環境としての、いわゆる構成3市のそういった費用負担もそのことによって減少するというふうに思いますので、ぜひ毎月1回予定をされているようでございますけれども、できるだけ精力的にこの協議会をお持ちいただいて、そして受け入れの時期を、いわゆる条件整備ということだと思っておりますんで、条件整備をしっかりと整えて一日も早く受け入れていただくことを、これは私のほうから提言ということで要望をしておきたいと思っております。

次に、1、2号炉の炉の長寿命化ということでは今後、計画をされるということになっているんですけれども、過去に私は、ごみ焼却炉の寿命は一体全体どの程度かということをお聞きしたことがございます。その当時の答弁は、およそ20年というお話でありました。今の1、

2号炉は、平成15年ぐらいからですよ、稼働し始めたのは、たしか。ですから、20年まではまだまだあるわけですが、いわゆる一般的に言われる寿命、その寿命からどれだけ寿命を伸ばすかということが、私は大切ではないかと。

私も民間企業に勤めておりましたので、民間企業では、通常30年もつようなものは大体50年もたせるようにメンテナンスをしっかりとやっているわけです。いわゆる製造設備ということに言い換えれば、減価償却が終われば、すごく利益が上がるわけですから、泉北環境の1、2号炉も同じく起債、償還がもう終わったわけですよ。ということは、これから長寿命化を図れば図るほど、低コストでごみの処理ができるということでございます。ただ、民間企業には、専門的な技術者が必ずおるんです。定期修理とかそういうときにはしっかりとメンテナンスをするということで、いわゆる設備の長寿命化を図っているわけですが、残念ながらこの泉北環境や構成3市にはこの焼却炉の専門家というのは多分いらっしゃらないのではないかと、このように思うわけでありまして。

長寿命化の計画や、あるいは定期修理を進めるに当たっては、その道の専門家を非常勤社員もしくは非常勤嘱託員ということで、民間企業でこういう仕事をされた、いわゆる技術屋さんにはたくさんいらっしゃるんですよ、この近隣にも。そういった方々を複数名とは言いませんけれども、最低1名ぐらいちゃんと、業者がちゃんと仕事をしてくれているのかどうかということのチェックができるそういう人を私は置かれたほうがいいのではないかなというふうに思うわけです。もちろん常勤じゃなくて結構ですよ。非常勤ということで。恐らくそういう専門家の方を公募すれば、私は、応募者はあるのではないかなというふうに思いますので、これ、こうなさいということではございませんけれども、ぜひこのことについてもご検討いただいたらどうかと。

そういう専門的な方がいらっしゃると、業者だって簡単に言うと余りいい加減なことではできませんから、いわゆる自己でちゃんとチェックできる、技術面でのチェックできる体制を非常勤嘱託員でも結構ですから、そういった体制を築かれたらいいのではないかなというふうに、これは私の要望としますけれども、今後の検討課題ということで、ぜひご検討いただきたいと、このように思うわけです。

この際ですから、何かご見解があれば、お聞かせをいただきたいと、このように思います。ご見解を聞いた上で、私の質問は終わらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本秀明君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 前段の忠岡町さんとの勉強会の関係、これ、私どもも前向きに検討を協議してまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。昨今、やはり広域行政というものが非常に大事になってまいりました。それぞれ母市の構成3市もそうでございますが、各自治体とも少子高齢化の進展によりまして、扶助費等福祉的な予算が年々増加をいたしまして、当然のことながら、財政的には非常に厳しいという状況がございます。やはり、これはそれぞれ各市ごとにできればそれにこしたことはないんでしょうが、本市、また、本日おなりいただいております副管理者の辻市長さん、そして南出市長さん、まさに高石、泉大津、和泉市さんということで広域でさせていただきます。それをさらに拡大していこうということにつきまして、私は前向きに受けとめたいと思っております。

もちろんそういう議論の中で、当然のことながら、私どもが進めてまいりましたごみ減量化の取り組みとか収集等、分別等、いろいろ我々も市民の皆様方にもご理解いただきまして、進めてきたごみ減量化の取り組みも当然同じようにやっていただかないかんことでしょうし、また、先ほども分担金の話がございましたが、それぞれにとってやはり納得のいく負担ということにしていかなきゃならんと思います。

また、議員ご指摘の専門職の関係でございますが、たまさか本組合は廃棄物発電を順調に運転しておりまして、もう3年連続こういうタイプの発電設備では、非常に日本一の効果的な、効率的な発電を行っておるということで評価されておりまして、何が言いたいかといいますと、そういう発電設備でも電気技術者が必要であります。今後、どういうふうな体制で行っていくか、研究、検討してまいりたいと思っておりますが、いろいろいただきましたご意見、今後とも参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山本秀明君） 古賀議員。

○議員（古賀秀敏君） ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

ちょっと気になる点が1点だけありましたので。忠岡町のし尿は、共同処理をされているようにお話ございましたけれども、共同処理じゃないですね。事務委託ですから、処理そのものは泉北環境が単独でやっているわけですね。だから、これは事務委託と共同処理は全く性格が異なりますんで、そこいらは。共同処理ということになると、まさしく組合に加入をされて一緒にやるのが共同処理ですからね。あくまでも受け入れて、泉北環境がお金をいただいて処理をしているということですから、そこいらはお間違いのないようお願いしたいと思います。その点だけ申し上げて終わっておきます。

○議長（山本秀明君）　　ここでお諮り申し上げます。

このままいきますとお昼12時に入りますが、このまま続けたいというふうに思うんですけども、よろしいですか。

（異議なしの声あり）

そしたら、このまま続けさせていただきますので、円滑な議事運営にご協力よろしく願います。

他に質疑の発言はございませんか。

杉本議員。

○議員（杉本 淳君）　　1点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほど着席の質問させていただきました。深くおわびを申し上げます。

決算書の21ページなんですけれども、ちょうど中ほどに事故繰り越しで1,300何がしの事故繰越金額が上げられておまして、それと連動して24ページに翌年度へ事故繰越額が770万何がしということで、この金額の差異と、それと事故繰り越しの理由、先ほど総括の質問の中にあっただのかもわかりません、私が聞き漏らしたのかもわかりませんが、その説明をお願いしたいと思います。3本ほど工事あるんで、どの工事なのか、ちょっとその辺だけ、この1点だけお願いします。

○議長（山本秀明君）　　西田総務課長、どうぞ。

○総務部総務課長（西田尚史君）　　総務課長の西田でございます。

起債で580万円、一般財源で772万4,158円となっております。足しますと1,352万4,158円でございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君）　　繰り越した理由を多分求められているんで、質問者の趣旨を……

（「繰り越した項目と理由をちゃんといいなさい」の声あり）

すみません、発言許可を得た後に発言してください。

逢野環境部長。

○環境部長（逢野典夫君）　　環境部長の逢野でございます。

21ページでございます繰越ですが、まず一点目は王子川都市下水路矢板改修工事の繰越でございます。この工事につきましては、改修する矢板には水路に送水する灌漑用水管が設置されており、この用水管を最終に取り付ける際に橋脚付近にコンクリート構造物が出てきたものでございます。その迂回をするのに時間を要したものであります。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はございませんか。

森議員。

○議員（森 博英君） 高石の森です。事前に聞いていたらよかってんけれども、今これ見とって思ったので、ちょっと1点だけ質問します。まずもって、この決算に異論はないんで、その辺だけ。

公債費、ございますね。公債費、当初予算額10億3,100何ぼいうて、ほんで利子が1億4,490万と。ほんで支出済額でまた減るんですけども、これ、年利ざっと計算したら、当初予算で利子のあれが約14%、ほんで支出済額でも13.2%なんですけれども、間違いはないんですかね。

○議長（山本秀明君） 西田総務課長。

○総務部総務課長（西田尚史君） 総務課長の西田でございます。

一般会計、公債費の合計ですが、76億1,301万8,963円となっております。それに対する率になります。

（「利率は幾らなのか」の声あり）

○議長（山本秀明君） わからなかったら、後日報告なり何らかの答弁をしてください。

○総務部総務課長（西田尚史君） 後日報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本秀明君） 森議員。

○議員（森 博英君） いや、単純にこれ見たら、決算書見たら、元金で10億3,190万5,000円でしょう。ほんで利子が1億4,449万円。ざくっと計算したら、年利なんでしょう、多分。ほんで14%ですわ、約ですよ。ほんで、支出済額で計算しますと、約13.2%、約でっせ。僕が言いたいのは、金利、年利にしたらな、えらい高いなと思います。普通、借り入れ金利でもこんな高くはないと思うんで、いやいや、だから僕の計算間違いになるのか、根拠のある理由があるんか知りまへんけれども、いやいや、利息えらい高いなと思ったから、ちょっと聞いたんです。

○議長（山本秀明君） 野本事務局次長。

○事務局次長（野本順一君） 事務局次長の野本でございます。

今、議員お示しの公債費における元金あるいは利息ということで、これを単純に計算されているというように思うんですが、これ、あくまでも償還金ということですので、元金は何ぼ返しましたよと。ほんで、利息はその返した元金以外のものの利息も含めてありますので、多少は高くなっているように思うんですが、これは当然、予算のときに今でしたら8%以内

とかいろいろお示しをしていると思うんですけれども、そういう形でやっております。だから、単純にここでの公債費、元金と利息で割られると、非常に高いものになるんですけれども、あくまでも元金は元金で償還したものの。利息はそれ以外のもの。元金を償還した以外のものも含んでの償還になりますので、ほかのこれまで借り受けたものも含めるということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 森議員。

○議員（森 博英君） ということですか。わかりました。ありがとうございます。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言は。

松本議員。

○議員（松本利裕君） すみません、数点お伺いします。

先ほど来から古賀議員さんが、年間1、2号炉で300トン掛ける300日、9万トン以下で隙間ができるというご答弁、質疑ありましたが、今、1、2号炉でどれほどの余裕があるのかというのをお伺いします。

○議長（山本秀明君） 逢野環境部長。

○環境部長（逢野典夫君） 環境部長の逢野でございます。

平成23年10月議会だと思いますが、2炉で安全運転するのであれば、可燃ごみが約8万2,000トンということでお伝えさせていただいておりますが、昨年の可燃ごみの搬入量が7万8,000トンでございます。一昨年、昨年の可燃ごみを見ても現状では約5,000トン程度の余裕があるかと考えております。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） では、少しお伺いしますが、5号炉、これについて、最終運転した年度というのはいつなんでしょうか。

○議長（山本秀明君） 逢野環境部長。

○環境部長（逢野典夫君） 環境部長の逢野でございます。

平成25年度最終と出ております。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） それでは、約5,000トンの余裕があると。これは、オーバーホール等で停止する期間も含めてそれだけの余裕があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本秀明君） 逢野環境部長。

○環境部長（逢野典夫君） はい。これは、オーバーホール、停止期間を含めて余裕があると
考えております。

○議長（山本秀明君） 松本議員。

○議員（松本利裕君） すみません、ありがとうございました。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はありませんか。

（なしの声あり）

他にないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成28年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案
のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

引き続きまして、**日程第10、認定第2号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

池尾総務部長、どうぞ。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました認定第2号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度本組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定を賜るものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。別冊の決算書27ページをお願いいたします。

平成28年度本組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億3,415万7,310円、歳出総額4億1,707万7,787円で、歳入歳出差引額及び翌年度繰越額は1,707万9,523円でございます。

歳入歳出決算の内訳につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

28ページをお願いいたします。

第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、予算現額4億900万円に対しまして、調定額、収入済額ともに4億2,435万9,731円で、泉北クリーンセンターの廃棄物発電による売電収入でございます。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、予算現額979万7,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに979万7,579円で、前年度の繰越金を収入したものでございます。

歳入合計といたしまして、予算現額4億1,879万7,000円に対しまして4億3,415万7,310円を調定し、収入したものでございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、予算現額4億407万3,000円に対しまして、支出済額は4億235万3,999円で、執行率は99.6%でございます。人件費及び消費税並びに維持補修費等を支出しておりますが、支出済額の約8割以上の3億4,640万2,000円は、一般会計への繰出金で、一般会計の分担金の削減を図っております。

次に、第2款公債費、第1項公債費につきましては、予算現額1,472万4,000円に対しまして、支出済額は1,472万3,788円で、執行率は99.9%で、廃棄物発電事業債の償還金を支出したものでございます。

歳出合計といたしまして、予算現額4億1,879万7,000円に対しまして、支出済額は4億1,707万7,787円で、執行率は99.6%でございます。

以上が平成28年度本組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はありますか。

（なしの声あり）

別にないようでありますので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はありますか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成28年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計歳入歳出認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、認定第2号は、これを認定することに決定いたしました。

続きまして、**日程第11、報告第8号、平成28年度資金不足比率の報告**についてを議題といたします。

この際、事務局より説明を求めます。

池尾総務部長。

○総務部長（池尾秀樹君） 総務部長の池尾でございます。

ただいま議題となりました報告第8号、平成28年度資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の32ページでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書をつけてご報告申し上げるものでございます。

次の33ページをお願いいたします。

資金不足比率の対象となりますのは、廃棄物発電事業特別会計でございまして、資金の不足は生じておりませんので、資金不足比率につきましてはハイフンで表示しているものでございます。

以上、平成28年度資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

この際、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議長さんのお許しを賜りまして、閉会のご挨拶を申し上げたいと存じます。

新しく議長に就任いただきました山本議長さん初め議員各位におかれましては、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれもご可決、ご認定を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。これまで本組合行政運営につきまして、多大なるご支援、ご協力を賜りまして、あわせまして深く感謝申し上げます。

今決算でも出ておりますが、平成28年度におきましては、分担金の総額といたしまして23億7,800万円、また、人件費費につきましては5億8,000万円ということですが、考えますれば、平成19年、ちょうど今から10年前でございますが、分担金は42億円、また、人件費につきましては12億円と、こういう行政のスリム化ということで取り組んできたわけでございます。また、その間に、先ほどもお話ありましたように、泉北環境資源化センターエコトピア泉北、これも整備をいただきまして、順調に稼働いたしております。ごみの減量化、そして行政コストの削減、これにつきましては、今後とも大事な私どもの使命ということで認識いたしまして、より効率的・効果的なスリムな体制による泉北環境の運営に努めてまいりたい。正副管理者、職員一同一丸となりまして、今後とも懸命に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き格段のご支援、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、11月12日に恒例の泉北環境クリーンフェスティバルを行います。11回目となります。ぜひとも皆様方、万障繰り合わせていただきましてご臨席賜われれば幸甚でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして、平成29年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会を閉会いたします。

長時間ご協力どうもありがとうございました。

（午後0時16分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 山 本 秀 明

泉北環境整備施設組合議会副議長 野 田 悦 子

同 署 名 議 員 田 立 恵 子

同 署 名 議 員 杉 本 淳